

～千葉市花見川消防署からお知らせ～

工場
倉庫 の建物関係者の皆様

建物の増築や改修などをする場合は、事前に消防局にご相談ください！

工場や倉庫の増築・改修等を行う場合、消防法令の適用が変わり、消防法令違反となる場合があります。これらをお考えの場合、まずは消防局にご相談ください！



< 消防法違反となる例 >

<p>例 ①</p>		<p>作業床・階段を作ったことにより、当該作業床部分が2階とみなされ、なおかつ面積も増加し、屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要に。</p>
<p>例 ②</p>		<p>木造の倉庫を増築し接続したことにより、建物の構造が変更し、屋内消火栓の設置が必要に。</p>
<p>例 ③</p>		<p>2つの建物が消防法上1つとなり、屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要に。</p>
<p>例 ④</p>		<p>電動シャッター(蓄電池、水圧開放なし)への取替えにより、消防法上で有効な開口部とはみなされなくなり、屋内消火栓の設置が必要に。</p>

消防法令に違反した場合どうなる？

消防法に基づく**命令や罰則**を受ける場合があります。命令を受けると、建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

消防法違反とならないよう、増改築・改修等の際は、事前に消防局にご相談ください！

相談先はこちらへ

消防設備に関すること：千葉市消防局予防部指導課 建築第二係 (☎043-202-1736(花見川区担当))

防火管理・消防設備点検に関すること：千葉市花見川消防署 予防係 (☎043-259-2571)

